

第14回統計基準部会結果概要

- 1 日 時 平成25年8月27日（火）12:57～13:45
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3 出席者
- (部 会 長) 深尾京司
- (委 員) 中村洋一
- (専 門 委 員) 佐藤聖
- (審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
- (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官ほか
- 4 議 題 日本標準産業分類の変更について
- 5 概 要
- 前回部会での指摘事項（「リラクゼーション」は「リラクセーション」ではないか）に対して経済産業省から説明を行い、多くの事業者で「リラクゼーション業」という名称を用いていること等を勘案し、原案のとおりとすることとなった。
 - 事務局から答申文案について読み上げた後、審議。指摘のあった修正点は、次のとおり。
 - ① 「分類項目の変更」で、前回改定からの経過年数の記載を修正（平成19年から6年が経過）する。
 - ② 「分類項目名の変更」で、制度変更があったものの理由を、表の下に注記の形で簡単に記載する。
 - ③ 「今後の課題」で、「無店舗小売業」と関連してマーケットプレイスを展開している事業所を、どう産業分類に反映していくのか今後検討することを記述する。
- 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1） 第13回統計基準部会における指摘事項等への回答

経済産業省より資料1（前回部会における指摘事項への回答）に基づいて説明。

- 英語の発音としては適切ではないカタカナ表記に合わせた「リラクゼーション業」を統計基準とするより、もっとも適切な表記にしておいた方がいいのではないか。
 - 海外で通用しない日本語英語は昔から使われており、テレビなどは日本標準産業分類でも使われている。
- 日本標準職業分類では「リラクゼーションセラピスト」が内容例示に記載されているが、その際は議論にならなかったのか。
 - 特に議論にはなっていない。
- 個人的には「リラクゼーション」という表現には反対だが、部会の判断に従うこととしたい。

- すでに相当数の事業者が「リラクゼーション業」を用いているので、業界団体で整理すべき問題であるとも考えられ、必ずしも統計の課題ではないのではないか。事業者の大勢を占めていることや、職業分類でも「リラクゼーション」という表現を用いていることを考慮した方がいい。
- 「リラクセーション」とすべきとの意見も理解できる。ただ、日本標準職業分類の改定時には議論されていないのではないかとは思うが、「リラクゼーション」で記載されているので、今回は「リラクゼーション」で認めることとしたい。

(2) 答申文案について

- 事務局から資料2（答申文案）を読み上げ。
- P1に「前回改定（平成19年）から5年が経過し…」とあるが、6年が経過しているのではないか。また、P4の分類項目名の変更一覧表について、変更理由が後日分かった方がいいので、自明のものを除き、理由を注記してはどうか。
- 「無店舗小売業」について答申文案に指摘いただいたのはありがたい。過去の部会でもう1点指摘したのは、ビジネスモデルとしてマーケットプレイスを展開している企業である。その企業の売上が「情報通信業」に入ってしまい、売場を提供しているという整理になっている。小売業としての売上が出てこないので、今後、マーケットプレイスの売上が大きくなったときに、分類体系の中で整理していただくよう議事録に留めてもらいたい。
- 数値的にマーケットプレイスに関して、いくら取引があるのか公的な統計で明確になっているものはないという認識をもっている。また、「インターネット附随サービス業」と「無店舗小売業」の境目がどこにあるのか不明瞭という問題意識も持っている。次回の改定において、この問題を整理することに関し同意できる。
- マーケットプレイスは、規模的に見ても大きな問題だと思うので、議事録だけではなく、書きぶりは事務局、経済産業省等と相談する必要があるが、「無店舗小売業」と並べた形で入れてもよいかと思う。
→ 相談しながら修正案文を検討したい。
- 前回改定の議事録で、無店舗小売による代理・仲立業は「6199 他の無店舗小売業」に属するのではないかと議論されている。無店舗小売における代理・仲立業とマーケットプレイス業の実態は一緒なのか判断がつかない部分がある。実態が一緒なのであれば、インターネットの出店者から得る手数料は、「無店舗小売業」に入るのが妥当ではないかという考え方も出てくる。政府統計として数字が明確でない上に、外部から営業収益等を分析できないために実態がどうなのか分からぬ。

小売に着目した代理・仲立業と現在「インターネット附隨サービス業」で捉えているであろ

うモール出品の関連性を調査した上で、分類としての考え方を明確にするべきだと考える。

→ 重要な問題であり、分類としての判断について検討中とのことであるので「今後の課題」に何らかの形で記述する。記述の詳細については、部会長・事務局側に任せいただきたい。

(3) 今後の予定

本部会の予備日を9月13日としていたが開催しないこととする。なお、答申文案は、文書審査を経て9月27日に開催される統計委員会で答申されることとなる。

以上